

**熊本県告示第1167号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成15年12月10日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成15年12月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	人 吉 水 俣 線	球磨郡球磨村大字一勝地乙字滝下 639番1地先から 同 所 同 字 659番1地先まで	前	4.8 ～ 6.9	66.0	単橋改
			後	6.3 ～ 20.2		

## 2 区域変更する期日 平成15年12月10日

**熊本県告示第1168号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年12月10日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成15年12月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	球磨郡球磨村大字大瀬字大瀬川 453番1地先から 同 所 字大坂 1073番3地先まで	148.0	国防災

## 2 供用開始する期日 平成15年12月10日

**熊本県告示第1169号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年12月10日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成15年12月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	宇土郡不知火町大字永尾字野呂口 113番7地先から 同 所 字南黒田 1909番 地先まで	180.0	国交安

## 2 供用開始する期日 平成15年12月10日

**熊本県告示第1170号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。